県章

和歌山県報

発行　和　歌　山　県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）　（取扱課室名）　ページ

○　告示
313　公印の廃止　（危機管理・消防課）……１
314　公印の新調　（　〃　）……１
315　公印の廃止　（県土整備総務課）……２
○　訓令
＊10　和歌山県公印規程の一部を改正する訓令　（総務課）……２

告　示

和歌山県告示第313号

次の公印は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

和歌山県知事　岸　本　周　平

公印の種類	寸法 （方ミリメートル）	使用区分	管守責任者	印　影
知事印	15	消防・産業保安関係免状用	危機管理・消防課長	
知事印	10	消防・産業保安関係免状用	危機管理・消防課長	

和歌山県告示第314号

次のとおり公印を新調し、令和6年4月1日からその使用を開始する。

令和6年3月29日

和歌山県知事　岸　本　周　平

公印の種類	寸法 （方ミリメートル）	使用区分	管守責任者	印　影
知事印	15	消防・産業保安関係免状用	危機管理消防課長	
知事印	10	消防・産業保安関係免状用	危機管理消防課長	

和歌山県告示第315号

次の公印は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

和歌山県知事　岸　本　周　平

公印の種類	寸法 （方ミリメートル）	使用区分	管守責任者	印　　影
知事印	27	一般文書用	東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長	

訓　　　令

和歌山県訓令第10号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事　岸　本　周　平

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後

別表（第２条関係）

種類	形状	寸法（ミリメートル）	管守責任者
知事印	略	略	略
	〃	27	各振興局長　海草振興局健康福祉部長　伊都振興局健康福祉部長　日高振興局健康福祉部長　東牟婁振興局健康福祉部串本支所長　各振興局建設部長　海草振興局建設部海南工事事務所長　公営競技事務所長　和歌山下津港湾事務所長

改　正　前

別表（第２条関係）

種類	形状	寸法（ミリメートル）	管守責任者
知事印	略	略	略
	〃	27	各振興局長　海草振興局健康福祉部長　伊都振興局健康福祉部長　日高振興局健康福祉部長　東牟婁振興局健康福祉部串本支所長　各振興局建設部長　海草振興局建設部海南工事事務所長　東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長　公営競技事務所長　和歌山下津港湾事務所長

略			
知事印（消防・産業保安関係免状用）	〃	15・10	危機管理消防課長
略	略	略	略
知事印（児童扶養手当用）	〃	24	多様な生き方支援課長
略			
知事室長印	略	略	略
略			
振興局　振興局長印	〃	〃	各振興局長　各振興局健康福祉部長　東牟婁振興局健康福祉部串本支所長　各振興局建設部長　海草振興局建設部海南工事事務所長
振興局部長印	〃	〃	各振興局部長　東牟婁振興局健康福祉部串本支所長　海草振興局建設部海南工事事務所長
略	略	略	略
略	略	略	略
略			
審理員印	〃	〃	考査課長
略			

略			
知事印（消防・産業保安関係免状用）	〃	15・10	危機管理・消防課長
略	略	略	略
知事印（児童扶養手当用）	〃	24	子ども未来課長
略			
知事室長印	略	略	略
危機管理監印	〃	〃	危機管理監が指名する課の長
監察査察監印	〃	〃	監察査察課長
地域振興監印	〃	〃	地域振興監が指名する課の長
略			
振興局　振興局長印	〃	〃	各振興局長　各振興局健康福祉部長　東牟婁振興局健康福祉部串本支所長　各振興局建設部長　海草振興局建設部海南工事事務所長　東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長
振興局部長印	〃	〃	各振興局部長　東牟婁振興局健康福祉部串本支所長　海草振興局建設部海南工事事務所長　東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長
略	略	略	略
略	略	略	略
略			
審理員印	〃	〃	監察査察課長
略			

附　則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。